

公 示

九 州 運 輸 局 長
令 和 7 年 10 月 14 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、
次の事項を記載した申請書を令和7年10月24日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

- 1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第63号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
長7廃8	廃止	西肥自動車株式会社	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷1215-1先	長崎県南松浦郡新上五島町友住郷186先	7.60	R8.4.1	運転士不足のため。	
			長崎県南松浦郡新上五島町友住郷186先	長崎県南松浦郡新上五島町江ノ浜郷420-1先	1.30			
			長崎県南松浦郡新上五島町友住郷186先	長崎県南松浦郡新上五島町友住郷先	2.80			
			長崎県南松浦郡新上五島町友住郷先	長崎県南松浦郡新上五島町友住郷623先	1.00			
			長崎県南松浦郡新上五島町有川郷899-3先	長崎県南松浦郡新上五島町太田郷1670-10	4.70			
			長崎県南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷293-2先	長崎県南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷159-4先	1.00			